【矢羽の使用に関する準則】

第1条 目的

本準則は、日本古来から使用されてきた矢羽の取り扱いに関し、矢羽に関する国内法である「種の保存法」及び国際法である「ワシントン条約」等で規制される希少動物を保護することを目的とし、以下の三原則に基づき、矢羽の適正な使用について定める。

- (1) 法令及び規制事項(法規制等)の順守
- (2) 自然保護及び自然との共生
- (3) 弓道の伝統文化及び財産権の保護

第2条 適用

本準則は、公益財団法人全日本弓道連盟(以下、「連盟」という。)及び加盟団体(以下、「加盟団体」という。)並びにそれらの役員、会員の全てに適用する。

第3条 責任及び権限

連盟は、第1条に定める目的の三原則を全ての加盟団体及び役員、会員に周知し順守させるための責任と権限を有する。また、加盟団体及び役員、会員は本準則を順守することは当然のこととして、矢羽に関する法律を含むあらゆる法令及び規制事項を順守しなければならない。

法令及び規制事項を順守する責任は、役員、会員個人にあることを自覚しなければならない。一方、役員、会員個人の財産権は憲法のもとで保障されなければならない。

第4条 内容

1 法令及び規制事項順守に関する準則

矢羽に関する国内法である「種の保存法」及び国際法である「ワシントン条約」等で規制 される希少動物保護に関し、違法な行為があってはならない。

法令及び規制事項の順守に関する周知のための教育、訓練及び自覚と法令及び規制事項順守の証明のために、本準則の適用される加盟団体及び役員、会員は、以下に定める運用を順守しなければならない。

- (1) 連盟は、本準則を含む法令及び規制事項等について、定期的に、役員、会員に自覚教育を実施しなければならない。
- (2) 連盟は、本準則を含む法規制等が順守されているかについて、会長が指名する委員により組織され、本連盟とは独立した権限を有する監査委員により、定期的に監査を実施しなければならない。監査委員は、その結果を会長に報告し、問題ある場合、連盟は、しかるべき是正処置(再発防止策)をとらなければならない。

- (3) 矢羽に関する法規制である「種の保存法」及び「ワシントン条約」で規制される希 少動物の羽根の加工品に該当の恐れのある矢羽を購入又は譲り受ける者は、それ らの矢羽を適正に入手した証拠(トレーサビリティ)を確認しなければならない。
- (4) 矢羽に関する法規制である「種の保存法」及び「ワシントン条約」で規制される希 少動物の羽根の加工品に該当の恐れのある矢羽を使用する者は、その矢羽が適正 に入手された証拠(トレーサビリテイ)を示すために、別に定めるところに従い、 「矢羽の適正入手証明書(トレーサビリティ証明書)」を作成し、連盟及び加盟団 体が所管する競技会及び審査会においてその矢羽を使用する場合は、これを常に 携帯しなければならない。「矢羽の適正入手証明書(トレーサビリティ証明書)」に 記入すべき猛禽類の種類については、別紙において定めるものとする。

2 自然保護及び自然との共生に関する準則

本準則の適用される加盟団体及び役員、会員は、自然保護、自然との共生の理念のもと、行政、自然保護団体等と協力して自然保護に努めなければならない。

連盟は、それぞれの分野に関係する企業及び団体と協力して、希少動物保護のための施策、 及び、希少動物の矢羽に代わる矢羽の開発を進めなければならない。

3 弓道の伝統文化及び財産権の保護に関する準則

弓道の伝統文化を継承・発展させるとともに、憲法で認められた個人の財産権は尊重されなければならない。法令及び規制事項等に抵触しない適正に入手された矢羽の販売及び譲渡は、本準則に従い適正に行わなければならない。

第5条 賞罰規定

本準則に従い、希少動物保護に貢献のあった団体及び個人を表彰することができる。また、本準則に違反した加盟団体及び役員、会員は、懲戒規程に従い、処罰されなければならない。

第6条 その他

1 準則改訂について

法規制が見直されるなど、本準則の改訂が必要となった場合は、会長が指名する委員により組織する「矢羽の使用に関する準則委員会」により、改訂案を作成させ、会長の承認を経て理事会で決定する。

2 施行日

本準則の施行日は、平成27年1月26日とする。なお、第4条第1項については、平成27年6月30日までを周知準備期間とし、平成27年7月1日より適用とする。

(別紙)

「矢羽の適正入手証明書 (トレーサビリティ証明書)」に記入すべき猛禽類の種類

「矢羽の適正入手証明書 (トレーサビリティ証明書)」には、以下の和名に該当する 猛禽類について、記入すべきものとする。

- (1) オオタカ (大鷹)
- (2) イヌワシ (犬鷲)
- (3) オガサワラノスリ (小笠原鵟)
- (4) カンムリワシ (冠鷲)
- (5) クマタカ (熊鷹)